

I 大田区教育委員会の基本方針

技術の進歩や社会の変動が激しい現代においては、常に新しい知識や技術の習得が必要です。今後の教育には、知識と技能を身に付けるとともに、それらを活用・応用していく意欲が求められています。

大田区教育委員会では、子どもたち、そして区民一人ひとりの「意欲」を育み、力強く未来を拓いていくことができるよう、教育施策を展開していきます。

1 教育目標

大田区教育委員会は、大田区基本構想が掲げる将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現をめざすとともに、国が掲げる教育の目的・理念にのっとり、平成 21 年 6 月に教育目標を定めました。（巻頭に掲載）

2 おおた教育振興プラン 2014

教育目標を実現するための実施計画「おおた教育振興プラン 2014」を策定（平成 26 年 6 月策定）し大田区の教育行政を推進しています。また、この実施計画は、大田区基本計画「おおた未来プラン 10 年」の分野別個別計画及び教育基本法第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画の位置付けももちます。

おおた教育振興プラン 2014 は、「おおた教育振興プラン」（平成 21 年 6 月策定）のもと推進してきた施策の検証・見直しを行うとともに、教育を取り巻く課題への対応を検討し、教育施策を推進する 4 つの「基本的な視点」と、重点的に進める教育施策の方向性「6 つのアクションプラン」で構成しています。

(1) 計画期間 平成 26 年度～平成 30 年度

(2) 教育施策を推進する「基本的な視点」

基本的な視点は、大田区の教育施策の推進において、重視する考え方を示したものです。大田区教育委員会は、この 4 つの視点で各事業に取り組んでいきます。

- 「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた「生きる力」を育成する
- 意欲あふれる学びの場や学びの機会をつくる
- 未来の可能性を伸ばしていけるように一人ひとりに向き合う
- 地域力を育み、地域と連携・協働する

(3) 重点的に進める教育施策の方向性「6 つのアクションプラン」

① 学力向上アクションプラン【知】

《児童・生徒一人ひとりの学ぶ意欲を高め、確かな学力を定着させます。》

子どもたちの未来への希望を支える確かな学力の定着を図り、思考力、判断力、表現力を培い、生涯にわたって学び続ける意欲と問題解決能力を養います。そのために、大田区学習効果測定や算数・数学ステップ学習、学習カウンセリングなどを活用し、子どもたち一人ひとりの習熟度に応じた指導を推進します。また、国際社会で活躍する人材の育成など、社会の変化に応じた柔軟な教育施策を展開します。

学習カルテの作成と学習カウンセリングの実施
理科教育の推進
日本語指導の充実 など

小中一貫による教育の視点に立った学習指導の工夫
国際理解教育の推進

② 豊かな心を育むアクションプラン【徳】

《子ども一人ひとりの健全な自己肯定感や自己決定力を高め、未来への希望に満ちた豊かな人間性を育みます。》

就学前から義務教育の期間までを通し、発達の段階に応じた達成感、自律性、規範意識、人間関係形成能力を育成し、おおたの子どもたちが自己肯定感・自己決定力を育み、未来への希望に満ちた豊かな心を養えるよう支援します。

幼児教育の充実	道徳教育の充実
子どもの心サポート月間の実施	いじめ・問題行動対策の充実
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	
適応指導教室での学習指導の充実	体験学習（自然・職場）の充実 など

③ 体力向上アクションプラン【体】

《子ども一人ひとりの身体活動量を増加させ、意欲や気力の元となる総合的な体力を育みます。》

たくましく生きるための健康・体力づくり等、人間の活動の源であり意欲・気力とも深く関わっている体力の向上を推進します。また、心身の成長に大きく関わる、食育の推進や基本的な生活習慣の確立など、家庭における教育を支援します。

小中一貫による教育の視点に立った体力向上の取組	総合的な体力の向上の推進
運動遊び指導の充実	保護者・地域への意識の啓発
健康に課題を抱える児童に対する支援の充実 など	

④ 教育環境向上アクションプラン【学校】

《教員の指導力の向上、施設の整備や講師・支援員の配置など、学校サポート体制の充実に取り組み、学習環境の向上を図ります。》

子どもたちのよりよい学びを支える教員の指導力のさらなる向上を図るとともに、子どもたちが安全・安心な環境でのびのびと学ぶことができるよう、施設の整備や講師・支援員の配置など、学校サポート体制を充実し、教育を支える環境を整備・充実します。

授業改善セミナーの充実	I C T教育の推進
特別支援教育の推進	特別支援学級の充実
学校施設の改築	学校図書館支援事業の充実 など

⑤ 家庭・地域の教育力向上アクションプラン【家庭・地域】

《学校・家庭・地域が果たすべき役割や責任を明らかにするとともに、相互の連携を深め、地域とともに子どもを育てる仕組みをつくります。》

家庭、地域及び学校が、それぞれの役割と責任を自覚し、連携強化を図り、地域の人々とともに地域ぐるみで子どもたちを育てていきます。また、学校支援地域本部の活動を活性化させ、地域力を活用した学校サポート体制の充実を推進します。

家庭・地域の教育力の向上の支援	学校支援地域本部の充実
放課後の児童の居場所づくりの推進	学校施設開放事業の再構築
青少年対策地区委員会との連携の推進	子どもガーデンパーティーの開催 など

⑥ 地域力育成アクションプラン【生涯学習・スポーツ】

《地域力を高めるとともに、次の世代を育成するため、学び合いによる地域づくりを進めます。》

区民が気軽に身近な地域で学習に取り組める環境を整え、人と人とが交流し学び合える仕組みづくりをめざします。また、その学習の成果を生かし、主体的に生涯学習や地域活動をすすめていく支え合いの地域づくりを推進します。

生涯学習リーダーの育成
図書館サービスの充実
地域の歴史・文化の活用

区民大学の実施
図書館の改築・改修の推進
総合型地域スポーツクラブの設立・運営の支援 など

※ 効果的、効率的な施策を推進することを目的とし、これまで教育委員会が所管してきたスポーツ・文化事務等については、平成 27 年 4 月 1 日付けで区長の職務権限として事務を管理・執行することとなり、おおた教育振興プラン 2014 に位置付けた一部事業は、地域力推進部、観光国際都市部、福祉部で管理・執行されることになりました。

3 関連する計画等

(1) 大田区 10 か年基本計画「おおた未来プラン 10 年（後期）」

区では、大田区基本構想で掲げた区の将来像を実現するため、平成 21 年 3 月に区の基本計画である「おおた未来プラン 10 年」を策定しました。未来プランでは、10 年という計画期間を、前期 5 年間、後期 5 年間に分けて計画化されており、平成 26 年度から 30 年度までを計画期間とする未来プラン（後期）では、社会経済状況の変化に的確に対応するために、施策の追加並びに、施策の目標及びめざす姿の修正などを行いました。

計画全体で 36 の施策が設定され、そのうち教育委員会では、以下の 4 施策（37 事業）に取り組んでいきます。

1-1-3 未来を担う子どもたちを育てます

- ① 基礎・基本的な学力を習得する教育の推進（8 事業）
- ② 豊かな人間性を育む教育の推進（6 事業）
- ③ たくましく生きるための健康・体力をつくる教育の推進（4 事業）
- ④ 教育の質の向上と環境の整備（7 事業）
- ⑤ 地域力を活かした教育支援（5 事業）

1-1-4 のびのびと成長する子どもを見守ります

- ① 放課後の安全な居場所づくり（1 事業）

1-2-4 生きがいと誇りをもって暮らせるまちをつくります

- ① 区民の主体的な生涯学習の仕組みづくり（1 事業）
- ② 歴史・文化を大切にす地域づくり（2 事業）

1-2-5 スポーツ健康都市宣言にふさわしい、スポーツを通じて健康で豊かに暮らせるまちをつくります

- ① スポーツの力で推進する国際交流（1 事業）
- ② スポーツでいきいき健康に暮らせるまちづくり（1 事業）
- ③ 地域力を活かしたスポーツ振興（1 事業）

(2) 第 2 期教育振興基本計画（計画期間：平成 25 年度～29 年度）

「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき政府が策定する教育に関する総合計画です。教育基本法第 17 条第 2 項では、政府が定める基本的な計画を参酌し、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されています。

※参考 教育基本法
（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。